

「バンバ通りを中心とした滞在空間等創出に向けた社会実験業務」 委託事業者募集要領

1 業務の名称

バンバ通りを中心とした滞在空間等創出に向けた社会実験業務

2 業務の背景及び目的

- ・ 本市では、令和6年2月に策定した「都心部まちづくりプラン（以下、「プラン」という。）」に基づき、ライトラインのＪＲ宇都宮駅西側延伸を見据え、官民が一体となった人中心の居心地の良いウォーカブルな空間づくりを推進している。
- ・ このような中、都心部のシンボル空間である二荒山神社周辺については、二荒山神社門前の歴史・文化が薫る、居心地の良い、にぎわい・おもてなしが感じられる、都心部のまちづくりを象徴するエリアとして、バンバ広場など周辺の多様な公共空間が一体となり、かつての仲見世の復活を想起させるにぎわい・交流空間の創出を目指している。
- ・ こうした空間の実現に向け、本業務は、バンバ通りにおいて、にぎわい・交流空間等の創出に繋がる社会実験を企画するとともに、空間創出による効果や自動車交通への影響を分析し、モール化の機会拡大に向けた課題や次年度以降の継続的な活動に繋がる方向性をとりまとめることを目的とする。

3 プロポーザルの内容

(1) 件 名

バンバ通りを中心とした滞在空間等創出に向けた社会実験業務

(2) 業務内容

「バンバ通りを中心とした滞在空間等創出に向けた社会実験業務 仕様書」（以下、「本仕様書」という。）のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>) に募集要領等を掲載し、提案を公募する。

(5) 業務場所

仕様書6ページ、「第3章特記仕様 1 対象区域」のとおり。

(6) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日までとする。

4 予算上限額

7, 997, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。

※ この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容に対して評価は行わない。

5 参加資格

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- (2) 宇都宮市の令和7～10年度入札参加有資格者名簿（「委託業務（調査・分析等業務）」）に登録されている者、または、令和7年6月1日時点の名簿への登録が完了する見込みの者
- (3) 宇都宮市入札参加指名停止基準に基づく入札参加停止又は入札参加保留期間中でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札資格の再認定を受けた者を除く
- (5) 他都市での社会実験の企画・運営・調査等における、同種または類似業務の十分な実績を有すること

6 スケジュール

内容	日時
公募の開始	令和7年5月27日（火）
参加申請書等及び質問書の受付	令和7年6月 2日（月）午後5時まで（必着）
質問への回答	令和7年6月 6日（金）予定
辞退届の提出期限	令和7年6月10日（火）午後5時まで（必着）
提案関係書類の提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）
提案に係るプレゼンテーション	令和7年6月23日（月）予定
審査結果の通知，契約締結等	令和7年7月上旬予定

※ このスケジュールは変更する場合がある。

7 参加申請

本件プロポーザルへの参加を希望する者は令和7年6月2日（月）午後5時まで（必着）に別紙1の参加申請書と別紙2の事業実績書を事務局の窓口を持参または郵送（期限内必着）にて提出すること。

8 質問書

「参加申請書」を提出する者は、企画提案書作成のため、下記のとおり、質問を行うことができるものとする。

(1) 質問書について

企画提案に係る質問事項については、令和7年6月2日（月）午後5時まで（必着）に別紙3の質問書を事務局の窓口を持参、郵送（期限内必着）または、電子メールにて提出すること。

(2) 回答について

質問の回答については、全ての参加申請書を提出した者に回答する。

また、回答にあたっては電子メールにより行うものとし、回答日は令和7年6月6日（金）を予定する。

なお、質問の回答については本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなすものとする。

(3) 辞退について

「参加申請書」を提出した者は質問の回答を踏まえて、本件プロポーザルを辞退することができるものとする。

提案の辞退を希望する場合は、令和7年6月10日（火）午後5時まで（必着）に辞退届（様式は任意）を書面により、事務局に提出するものとする。

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

9 提案関係書類の提出

令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）に下記の提案書類を事務局の窓口を持参または郵送（期限内必着）にて提出すること。

※ 提出書類は別途一覧を参照すること

(1) 留意事項

- ・ 企画提案書を提出した後の追加・修正は不可とする。
- ・ 予算上限額を超えた提案の場合は失格とし、提案内容の評価は行わない。
- ・ 企画提案に係る費用は参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 参考見積書の作成について

- ・ 本業務に係る見積項目については、下記のとおりとする。
 - ア) 本仕様書「第3章 特記仕様」に定める内容に係る費用
 - イ) 本業務の企画提案の実現に要する進行管理等の費用

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時・場所

- ・ 令和7年6月23日（月）において本市が指定する時間帯でプレゼンテーションを実施する。但し、この日程は予定であるため、変更する可能性がある。
- ・ プレゼンテーションの時間帯及び場所については別途、指定するものとし、参加者に対して直接、通知する。

(2) 実施方法

- ・ 1者あたりの持ち時間は30分とし、うち20分間を説明、10分間を質疑応答とする。

11 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとする。

- ① 予算上限額を超えた参考見積書を提出した者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ④ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ⑤ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ⑥ その他「募集要領」の諸条件に違反した者

12 審査方法等

- ・ 審査は企画提案書及び提案物、プレゼンテーションによる審査を行い、1者を選定する。
- ・ 提案物については仕様書に定めるそれぞれの提案に求めることを鑑み、他都市での社会実験の企画・運営・調査等を総合的に判断するものとする。
- ・ 提案書の評価については、以下の基準により総合的に行う。
 - ① 業務体制・実績
 - ② 実施方針
 - ③ 企画提案（仕様書第3章「企画提案に係る仕様」に記載の内容）
 - ④ 本業務の見積価格及びその妥当性
 - ⑤ 地域経済貢献度
- ・ 審査結果については、速やかに企画提案者に対し通知するものとする。
- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。これに対する回答は、後日、文書により行う。
- ・ 審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

1 3 契約

- ・ 本市は、提出された「提案関係書類」及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、「宇都宮市契約規則」の定めるところによる。
- ・ 本市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 4 事務局

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 都市整備部 NCC推進課

都心部まちづくり推進室 都市拠点グループ（宇都宮市役所11階）

（電話） 028-632-2564

（mail） u55000805@city.utsunomiya.tochigi.jp